

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年 7月 9日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 5 件

| NO. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | |
|-----|--------|---|------|----------------------------------|
| 1 | 2号機 | 非常用ディーゼル発電設備(A)フィルター付給気消音装置において、装置内部のフィルターに劣化・脱落が認められたため、当該部品を交換。 | GⅢ | |
| 2 | 3号機 | 所内低圧電源設備配電盤(パワーセンター)3C-1において、零相電圧計の指針復帰ボタンに不具合(ボタンを押下するも指示値が0Vに戻らず常時20Vを指示)が認められたため、当該計器を点検・修理。 | — | H27.8.3再審議にて正常動作であることが確認されたため削除。 |
| 3 | 3号機 | タービン建屋3階換気空調系原子炉建屋排気エアフィルター(A)室において、上部壁面のコーキング箇所に一部剥離が認められたため、当該剥離箇所を修理。なお、原子炉建屋外気差圧等に異常なし。 | GⅢ | |
| 4 | サイトバンカ | プロセス放射線モニター系サイトバンカ建屋換気系排気放射線モニター(A)において、記録計の指示値が正常範囲内にもかかわらず、「放射能高」警報の発生(即クリア)が認められたため、当該警報発生の原因調査。なお、同放射線モニター(B)の記録計は正常値を指示。 | GⅢ | |
| 5 | その他 | 一次水処理装置排泥槽液位計現場盤扉において、扉ノブに不具合(ノブが空回りし、扉の開閉が出来ない)が認められたため、当該扉ノブを修理。なお、液位監視については水処理設備制御室監視操作画面にて監視可能。 | GⅢ | |